

墨田区高齢者個室借上げ住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第13号

墨田区高齢者個室借上げ住宅条例の一部を改正する条例

墨田区高齢者個室借上げ住宅条例（平成2年墨田区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第13条に次のただし書を加える。

ただし、使用者（公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第8条各号に掲げる者に限る。）が当該報告を行うことが困難な事情にあると区長が認めるときは、この限りでない。

第14条中「報告」の次に「（同条ただし書の場合においては、省令第9条で定める方法により収入を把握した場合を含む。）」を加える。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。